

# 仕事と育児・介護の両立支援制度 改正育児・介護休業法・次世代法等に 関する相談窓口のご案内

相談  
無料

## <開設期間>

令和6年7月1日～令和8年3月31日

## <場所> 佐賀労働局 雇用環境・均等室

〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20

佐賀第2合同庁舎5階

## <電話>

0952-32-7218



受付時間 9:00～17:00 (土日・祝日を除く)

男女労働者、パートタイム・有期雇用労働者、中小企業等の事業主等からの相談を受け付けています

☆ 育児・介護休業法・次世代育成支援対策推進法の改正内容について

☆ 育児休業制度、介護休業制度、育児・介護の両立支援制度等に関すること

☆ 一般事業主行動計画の策定等に関すること 等々